国民年金保険料の納付が困難な時は申請手続きを

所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります。

今年度の免除等の受付は、7月1日から開始され、 平成29年7月分~平成30年6月分までの期間を対象 として、平成28年分の所得により審査します。

学生の場合、本人の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用してください。

申込み/国保年金課年金担当・両支所福祉グループ 問い合わせ/大宮年金事務所(☎048-652-3399)・ 市国保年金課年金担当(内線2437)

■免除(全額免除・一部免除)申請

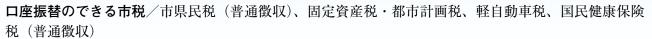
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額又は一部免除となります。一部免除については、一部納付保険料を納付しないと未納期間となりますので、必ず納付してください。

■納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます(世帯主の所得は審査の対象外です)。

納税は便利で安心・確実な口座振替を 利用しましょう

- ▼口座振替には次のようなメリットがあります。ぜひ、この機会に口座振替にしませんか。
 - ①納期ごとに金融機関へ出向く必要がありませんので、お忙しい方や金融機関が遠い方にはとて も便利です
 - ②納期限に口座から引き落とされますので、納め忘れがなくなります
 - ③「納付書を無くしてしまい納められない」という心配がなくなります
 - ④現金を持ち歩く必要がなく、安全です
 - ⑤納付書を使わないため、用紙の削減になり、環境にやさしいです。



注意/口座振替が開始されるのは、申込日から30日を経過した日以降に納期限を迎えるものからです 申込み/預貯金通帳・通帳登録の印鑑・納税通知書を持参のうえ、収税対策室、吹上支所市民グループ、 川里支所地域グループ、又は下表の金融機関へ ※市外の金融機関で申込みの場合は、事前に口座振 替依頼書を送付しますので、収税対策室へご連絡ください

取扱金融機関等 (平成29年7月現在)

金融機関名	取扱場所
埼玉りそな銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行・りそな銀行・群馬銀行・足利銀行・武蔵野銀行 三井住友信託銀行・東和銀行・大光銀行・埼玉縣信用金庫 川口信用金庫・熊谷商工信用組合・中央労働金庫 さいたま農業協同組合	本店・支店
ほくさい農業協同組合	支店のみ
ゆうちょ銀行	全国

問い合わせ/収税対策室管理担当(内線2260)